

## 神戸市環境局自家用電気工作物保安管理業務仕様書

### 1. 総則

本仕様書は、神戸市（以下「発注者」という。）が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）の委託について、その適正を期するために必要な事業を定めたものである。

### 2. 業務対象

本業務の対象は別紙1「施設一覧」のとおりとする。

### 3. 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### 4. 業務内容

#### (1) 電気事業法に基づく管理全般

自家用電気工作物での工事、維持及び運用に関する保安の監督並びに保安のための監視点検及び検査業務

#### (2) 電気主任技術者選任

受注者が、直接雇用する従事者から対象施設の電気主任技術者を選任する。

#### (3) 保安規程の作成及び届出

受注者は履行開始後、速やかに各対象施設の保安規程を作成し、経済産業省中部近畿産業保安監督部に届け出ること。但し、届け出を行う際は、内容について発注者と十分に打合せを行うこと。

#### (4) 官庁届業務

管理上必要な書類を作成し、また、届け出を行う際は、発注者と十分打合せを行ってから実施すること。

#### (5) 保安管理業務

電気主任技術者は、保安規程に基づき電気工作物の保安管理業務を次のとおり実施する。

- ① 対象施設電気工作物を保安規程及び別表1「点検、測定及び試験の基準等」に基づき定期点検を行う。その結果が電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術要件(以下「技術基準」という。)その他規程及び基準に適合しない場合は、その是正事項を発注者に報告し、必要な措置を依頼すること。
- ② 発注者が別途発注する電気工作物の設置又は変更の工事に関する、設計の審査、工事期間中の保安点検及び完成後の試験の立会いを行うこと。原則、点検内容や

頻度については、保安規程によるものとする。

- ③ 停電等が発生した場合には、速やかに現地に出動し、原因調査及び仮復旧の対応を行い発注者に報告を行うこと。また、自然災害が発生した場合においても、受注者は本業務に関する災害復旧対応に協力すること。

(6) 電気工作物の事故発生時

- ① 応急処置とその指導及び助言
- ② 事故原因探求、事故報告の書類作成及び手続
- ③ 再発防止措置の指導及び助言
- ④ 精密検査（事故の内容及び原因により、必要に応じて行う。）

(7) 臨時点検業務

自家用電気工作物の異常及び発注者、各施設管理者から要請があった場合は、昼夜問わず速やかに点検実施をすること。

(8) 立入検査時対応

電気主任技術者は、電気事業法第 107 条に規定する立入検査時には、主たる責任者として対応すること。

(9) 自家用電気工作物データ整理業務

- ① 設備（機器）台帳、補修工事記録、電気事故記録、機器配置図及び建物平面図等の整理、更新を行うこと。
- ② 単線結線図及び配置図は、PDF 等の電子データにて受注者が作成すること。但し、当初作成必要な資料は発注者が提供するものとする。
- ③ 点検結果及び監視業務等において、発覚または発生した不具合事項について、受注者が緊急性及び重要性を判断し、発注者に報告を行うこと。

(10) 絶縁用保護具等の定期主検査業務

神戸市環境局が保有する絶縁用保護具等（以下、「保護具」という。）の労働安全衛生規則第 351 条第 1 項に基づく定期自主検査（以下、「保護具検査」という。）を行う。

① 保護具検査対象物品数量

下表のとおり。

施設名	対象物品	数量
妙賀山クリーンセンター	電気用保護帽	16 個
荊藻島クリーンセンター	電気用保護帽	6 個
	電気用ゴム手袋	4 双
落合クリーンセンター	電気用保護帽	13 個

② 保護具検査方法

労働安全衛生規則第 351 条第 1 項に基づく検査を実施すること。また、保護具の取扱いは、慎重かつ丁寧に取扱い、検査事項は正確に記録すること。

各施設に配置する保護具を回収し、保護具検査後、よく乾燥させ納品すること。なお、納品時は各施設職員の確認を受け、引き渡すこと。

③ 保護具検査回数

各保護具を年2回実施するものとする。但し、新品入替等による初回の検査を除き、前保護具検査日から6月を超えないように実施すること。

④ 検査場所及び日程

各保護具を備える施設で実施すること。但し、日程は各対象施設管理者と調整を行い実施すること。

⑤ 安全の配慮

保護具検査は、感電事故防止のため、十分に離隔した安全スペースを確保し、保護具検査を行う者以外の立ち入りが無いよう区画し実施すること。

⑥ 検査証

保護具検査済み物品に、検査日及び受注者名が記入された保護具検査済シール貼付または印をすること。

⑦ その他

受注者の責めにより、保護具を損傷、損失が生じた場合は、受注者の負担により修復、交換、補充をすること。

5. 業務責任者の選任

受注者は、直接雇用する従事者のうち、業務責任者を定め、次の業務を行う。但し、電気主任技術者との兼務は妨げない。

- (1) 従事者の指揮、監督及び教育
- (2) 業務の履行に必要な書類の作成
- (3) 業務計画書の作成及び提出
- (4) 業務履行報告書の作成及び提出
- (5) 発注者、対象施設管理者との連絡、報告及び調整

6. 定期点検

(1) 月次点検

保安規程、別表1「点検、測定及び試験の基準等」に示す月次点検の基準等に基づき、自家用電気工作物の停止をさせず目視点検、測定を毎月1回以上実施する。但し、平成15年経済産業省告知第249号第4条第8項の要件を満たし、絶縁監視装置を設置する場合に限り、点検頻度を隔月1回以上とすることができる。

(2) 年次点検

保安規程、別表1「点検、測定及び試験の基準等」に示す年次点検の基準等に基づき、自家用電気工作物を停止させ目視点検、精密点検、測定及び試験を年1回以

上実施する。

但し、経済産業省が令和3年3月1日制定する主任技術者制度の解釈及び運用の適用ができる施設については、自家用電気工作物の停止をさせて行う年次点検は3年に1回以上の実施とする。なお、この適用を受けて点検を行う際は、別表2「年次点検実施実績および予定」の予定に示すとおりとする。

前述の適用を受けて年次点検を行う際は、電気工作物の停止をさせない年次点検の詳細について、無停電年次点検計画書を発注者へ提出し、承認を得ること。

## 7. 絶縁監視装置

受注者が、絶縁監視装置を設置する場合は、次の通り運用すること。

- (1) 対象事業場の電気室等に絶縁監視装置を設置し、契約期間中、24時間常時監視すること。
- (2) 絶縁監視装置は、履行開始後速やかに設置を行うこと。
- (3) 絶縁監視装置を設置した施設について、発注者に通知すること。
- (4) 絶縁監視装置が正常に稼働するよう、受注者の責めにおいて、保守を行うこと。
- (5) 発注者は設置場所の提供、電灯配線等の設備の利用について、無償で提供する、
- (6) 絶縁監視装置に異常警報が発報した場合の対応は、警報発生時の対応を24時間体制で行い、発注者及び対象施設管理者に連絡するとともに、必要に応じて対象事業所への出動し、原因調査及び仮復旧等の一次対応を行うものとする。

## 8. 電気主任技術者及び業務責任者の不在について

受注者は、電気主任技術者及び業務責任者が病気等のやむを得ない事由により、長期に渡り不在となる場合は、速やかに代務者または新たに選任を行い、発注者に通知すること。

## 9. 業務の範囲外

工事等に係る保安操作並びに各種試験については、本業務の対象外とする。

## 10. 連絡体制表作成

受注者は、電気事故その他災害の発生に備え、平常時と夜間、休日時の連絡先を定め、平常時、緊急時連絡体制表等を発注者、各対象施設管理者等へ提出するとともに、受電室、監視室等その他必要な見やすい箇所に掲示すること。当該事業場の単線結線図も併せて掲示すること。

## 11. 運転又は操作等

平常時及び非常時における電気工作物の運転または操作に関し、次の事項を定めて、電気室内の見やすい箇所に掲示すること。

- (1) 電気工作物の運転又は操作の順序及び方法  
(停電、復電等の手順)
- (2) 災害（地震、台風等）時における防災対応

## 12. 提出書類

- (1) 当該業務の報告  
当該業務の実施内容について報告すべき事項、提出方法は別表 3「提出書類及び提出方法」のとおり

## 13. 受注者の負担範囲

受注者の当業務履行に必要な費用負担は次のとおりとする。但し、本仕様書に記載されていない事項でも、業務上必要な費用については、本業務に含むものとする。

- (1) 本業務実施に必要な備品、機材（測定器、保守消耗品、清掃用具等）、及び工具等
- (2) 本業務の定期点検に伴う、一般送配電事業者への停電その他申請手続き及びこれに関する費用
- (3) 本業務で使用する絶縁監視装置の機器費、設置及び通信費用
- (4) 本業務に係る軽微な消耗部品及び取替費用
- (5) 本業務実施に必要な仮設電源（発電機等）の機器、設置費用及び負荷の切り替え作業
- (6) 本業務に必要な車両及び交通費用（駐車場料金含む）等

## 14. 業務引継

受注者は、業務開始日または発注者が指定する期日までに、前の受注者から本業務の引継ぎを受け、本業務の履行に支障を来すことの無いようにすること。また、受注者は、本業務履行満了日または発注者が指定する日までに、後の受注者に対し引継ぎを行うこと。なお、業務引継ぎに関する費用は本業務に含むものとする。

## 15. 契約の変更

次の各号のいずれかに該当する場合は双方協議のうえ、契約金額の変更を行うものとする。

- (1) 自家用電気工作物の設備容量及び受電電圧が変更された場合
- (2) 別紙 1「施設一覧」に挙げる対象施設の増減があった場合
- (3) その他、やむを得ない理由等により、本仕様書の内容に変更が生じた場合

## 16. 特記事項

- (1) 別紙 2「図面」に示す、苅藻島クリーンセンターの非点検対象機器については、定期点検を省略する。但し、低圧地絡継電器の点検は 3 年に 1 回実施するものとする。

詳細については、協議のうえ決定する。

## 17. その他

- (1) 委託料は年 1 回支払うものとする。受注者は、年度末に請求する期間の業務履行報告書を発注者に提出し、神戸市委託契約約款に定める検査に合格後、委託料の請求ができるものとする。受注者は業務履行検査に合格後、速やかに発注者へ請求書を提出すること。発注者は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に受注者に支払う。
- (2) 委託料の前払いは行わないものとする。
- (3) 本仕様書その他内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行い決定する。
- (4) 受注者は、本業務中に発注者または第三者に損害を与えた場合は、その責任を負うものとする。また、受注者は損害を与えた相手との折衝にあたるともに、発注者に経過を速やかに報告すること。
- (5) 本契約に係る令和 7 年度神戸市一般会計予算が成立しない場合は、この入札に基づく契約を締結しないことがある。
- (6) 本契約は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約に該当する。
- (7) 予算の減額又は削除があった場合は、契約の変更又は解除ができるものとし、この場合において受注者は、発注者に対し違約金及び損害賠償を請求することはできない。